

## 平成30年度 東京法務局特設登記所及び特設登記相談所 開設日程表

東京法務局では、大島、新島、三宅島及び八丈島において特設登記所を、神津島において特設登記相談所を、それぞれ以下の日程で開設いたします。

お気軽にお越しください。

月	大島 (特設登記所)			新島 (特設登記所)			神津島 (特設登記相談所)		三宅島 (特設登記所)		八丈島 (特設登記所)		
	日	時間	種別	日	時間	種別	日	時間	日	時間	日	時間	種別
4月	10日(火) 午後	11日(水) 全日	12日(木) 午前	17日(火) 午後	18日(水) 全日	19日(木) 午前	/	/	11日(水) 全日	12日(木) 午前	17日(火) 14:30~17:00	18日(水) 9:00~12:00 13:00~16:30	19日(木) 9:00~12:00
5月	8日(火) 午後	9日(水) 全日	10日(木) 午前	14日(月) 午後	15日(火) 全日	/	16日(水) 午後	17日(木) 全日	9日(水) 全日	10日(木) 午前	15日(火) 14:30~17:00	16日(水) 9:00~12:00 13:00~16:30	17日(木) 9:00~12:00
6月	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
7月	10日(火) 午後	11日(水) 全日	12日(木) 午前	18日(水) 午後	19日(木) 全日	20日(金) 午前	/	/	11日(水) 全日	12日(木) 午前	18日(水) 14:30~17:00	19日(木) 9:00~12:00 13:00~16:30	20日(金) 9:00~12:00
9月	11日(火) 午後	12日(水) 全日	13日(木) 午前	19日(水) 午後	20日(木) 全日	21日(金) 午前	/	/	12日(水) 全日	13日(木) 午前	19日(水) 14:30~17:00	20日(木) 9:00~12:00 13:00~16:30	21日(金) 9:00~12:00
10月	10日(水) テレビ会議	11日(木) テレビ会議	12日(木) テレビ会議	/	/	/	/	/	/	/	16日(火) 14:30~17:00	17日(水) 9:00~12:00 13:00~16:30	18日(木) 9:00~12:00
11月	6日(火) テレビ会議	7日(水) テレビ会議	8日(木) テレビ会議	12日(月) 午後	13日(火) 全日	/	14日(水) 午後	15日(木) 全日	7日(水) 全日	8日(木) 午前	13日(火) 14:30~17:00	14日(水) 9:00~12:00 13:00~16:30	15日(木) 9:00~12:00
12月	4日(火) テレビ会議	5日(水) テレビ会議	6日(木) テレビ会議	/	/	/	/	/	/	/	11日(火) 14:30~17:00	12日(水) 9:00~12:00 13:00~16:30	13日(木) 9:00~12:00
1月	16日(水) テレビ会議	17日(木) テレビ会議	/	22日(火) 午後	23日(水) 全日	24日(木) 午前	/	/	17日(木) 全日	18日(金) 午前	22日(火) 14:30~17:00	23日(水) 9:00~12:00 13:00~16:30	24日(木) 9:00~12:00
2月	13日(水) テレビ会議	14日(木) テレビ会議	/	19日(火) 午後	20日(水) 全日	21日(木) 午前	/	/	14日(木) 全日	15日(金) 午前	19日(火) 14:30~17:00	20日(水) 9:00~12:00 13:00~16:30	21日(木) 9:00~12:00
3月	6日(水) テレビ会議	7日(木) テレビ会議	/	※1 開設時間 (午前) 9:00~12:00 (午後) 13:00~16:00 (全日) 9:00~12:00 及び 13:00~16:00 (八丈島のみ) 表記載の時間									

※2 神津島(特設登記相談所)は相談のみの対応となります。

# 東京法務局特設登記所で取り扱う業務について

## 1 登記相談

不動産登記(相続や売買による所有権移転, 抵当権の抹消, 土地分筆, 建物新築・取り壊しなど), 商業・法人登記(会社・法人の設立, 役員変更, 解散など)に関する相談をお受けします。

※ 相談内容を正確に把握するため, 可能な限り, お手持ちの資料や登記事項証明書(登記簿謄本)を持参してください。なお, 電話による相談は平日8時30分から17時まで, 次の電話番号で受け付けています。

不動産登記 : 03(5213)1330

商業法人登記: 03(5213)1337

## 2 登記申請の受付・審査

不動産登記申請書及び商業・法人登記申請書の受付・審査を行います。ただし, 特設登記所で審査のできない内容については, 東京法務局本局登記部門で審査します。

※ 特設登記所において登記を完了させることはできませんので, ご了承ください。

## 3 登記事項証明書(登記簿謄本・抄本), 地図や地積測量図等の写し, 会社・法人の印鑑証明書の郵送による交付申請の受付

「郵送返送請求書」の受付を行います。この請求書は特設登記所に備え付けています。なお, 印鑑証明書請求の場合には, 印鑑カードが必要です。

## 4 会社・法人の代表者印の届出・変更・廃止や印鑑カードの交付・廃止に関する届書・申請書の取次

法務局への新たな会社・法人代表者の印鑑届, 登録印の変更及び廃止並びに印鑑証明書請求の場合に必要な印鑑カードの交付及び廃止に関する届書及び申請書の受領, 取次ぎを行います。

※ 届書及び申請書の受領後の事務処理は, 東京法務局本局で行います。

※ 印鑑カードの交付は, 郵送により行います。

※ 新たな印鑑届, 登録印の変更及び廃止, 印鑑カードの廃止については, 手続きが完了した際に, 電話でお知らせします。